英国の初回報告への事前質問事項（JD仮訳）

List of issues in relation to the initial report of

the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

CRPD/C/GBR/Q/1

2017年4月20日

**障害者権利委員会**

**A.目的と一般的な義務（第1-4条）**

1.　次の情報を提供してください：

（a）進化している障害の概念（the evolving concept of disability）の理解に関して、現在のモデルを人権モデルに適応させる取り組み。

（b）海外領土の障害者の生活状況を分析するための取り組み。

（c）委譲された政府と地方自治体において、また全ての政策分野で、条約がどのように制度的に取り入れられ、実施され、調整されているか。また、障害のある女性および障害児の組織を含む障害者組織がどのようにこの過程で協議を受けているか。

（d）障害の範囲を条約第1条に調和させるために、締約国、その権限移譲政府および地方自治体が行った取り組み。また、条約に基づく権利の保護を主張する者にとって、どのような救済手段が利用可能であるかを示してください。

（e）すべての委譲された政府が条約を実施するための、「可能性の開花：その実現」（Fulfilling potential: making it happen）戦略の実施と成果、およびこの戦略と行動計画に関する最新情報。

（f）障害者の生命の権利を他の人と平等に保護し、障害者の平均余命および終末期ケアにおける不平等に取り組むために講じた措置。

**B.具体的権利（第5および8-30条）**

**平等と非差別（第5条）**

2.　 次の情報を提供してください：

（a）妊娠の中絶に関して、機能障害の可能性を理由とする差別を防止するためにとられた措置。

（b）持続可能な開発目標のターゲット10.2および10.3に従って、障害、年齢および性別を理由にした複合的で交差する差別を予防し根絶するための具体的措置。

（c）少数民族グループに属する障害者に対する差別や人種差別に対処するための措置。

（d）合理的配慮の拒否を含む障害者差別からの保護に関する法律上の格差に対処するために、権限委譲政府を含む締約国がとった措置。さらに、2010年平等法の画期的な条項を発効させるための措置、および北アイルランドの1995年障害者差別法を条約に沿ったものにする措置についても報告して下さい。

**障害のある女性（第6条）**

3.　 次の情報を提供してください：

（a）締約国と委譲された政府のジェンダー政策に、障害のある女性がどのように含まれているか。また、持続可能な開発目標のターゲット5.1,5.2,5.5に沿って、教育、雇用、医療、貧困と暴力との闘い、司法へのアクセスに関して、障害のある女性や少女、特に知的障害や心理社会的障害のある女性や女子の複合的で交差する差別を排除するための措置、およびそれに関する入手可能なデータ。

（b）委員会の障害のある女性および女子に関する一般意見第3（2016）に沿って、DVおよび性的暴力を含む、障害を持つ女性に対するあらゆる形態の暴力に対処し、被害を受けた女性および少女を効果的に援助するためにとられた措置。

**障害のある児童（第7条）**

4.　 次の情報を提供してください：

（a）障害児を持つ家族のより深刻な貧困レベルに取り組むために取られた措置。

（b）すべての学校における障害関連の差別および/または嫌がらせを監視し、補償および差止め救済のために利用できる救済策を監視するために取られた措置。

（c）障害児およびその家族が、支援のアセスメントと支給決定にどのように参加しているか。

**意識の向上（第8条）**

5.　障害者、特に認知症などの神経学的状態の人や知的障害や心理社会的障害のある人に対する、偏見や否定的な態度に対処するために、締約国とその権限を委譲された政府が講じた措置に関する情報を提供してください。

**アクセシビリテイ（第9条）**

6.　持続可能な開発目標のターゲット11.2と11.7に従って、都市部と農村部で、また権限を委譲された政府を含め、公衆に開放された施設、輸送システム、および情報通信技術（ICTを含む）のアクセシビリテイに関する建築基準または建設計画の実施、調整、監視、違反への制裁に関する最新情報を提供してください。

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

7.　実際のまたはあると見なされた機能障害に基づいて、障害者の法的能力を全面的に制限する法律を廃止するために講じられた措置に関する情報を提供してください（CRPD / C / GBR / 1、パラ104-105、107-108、 111および114）。また、条約の批准以来採択した、障害者が完全な法的能力を回復するための措置についても報告して下さい。さらに、障害者の自律、意志、選好を完全に尊重した個別支援へのアクセスのための措置についても報告してください。また、委譲された政府が、心理社会的および/または知的障害のある避難所申請者や難民で法的能力の行使を妨げられた人に対して、その行使をどのように適切に支援しているかを説明してください。

**司法手続の利用の機会（第13条）**

8.　 次の情報を提供してください：

（a）知的障害者の法的能力を行使するための最大限の支援を確保するためにとられた措置。特に、迅速かつ効果的かつ効率的な手続きによる司法へのアクセスのための措置と、他の人が負わない費用を知的障害者が負うことにならないための措置について。

（b）条約が定める権利を侵害された障害者が利用できる救済および法的援助、イングランド・ウェールズの2012年法的援助と犯罪者への判決および刑罰法による改革の影響、雇用法廷への手数料の導入による影響、ならびに障害者への悪影響に対処するために講じられた措置。

（c）ろう者または難聴者が他者と同等の基準で陪審員選考プロセスに参加できる条件。

（d）裁判官の訓練と、司法制度にアクセスするための障害者への合理的配慮の提供。

**身体の自由及び安全（第14条）**

9.　 次の情報を提供してください：

（a）機能障害に基づく自由の剥奪から障害者を保護する、法的保護手段。

（b）精神病院、施設および/またはケアホームでの、実際の機能障害またはあると見なされた機能障害に基づく、障害者の非自発的拘留をなくすための措置、およびそれらの場所での障害者の虐待に対応する措置。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）**

10.　 次の情報を提供してください：

（a）あらゆる形態の拘束の実態と、あらゆる場所で拘束をなくすためにとられた措置

（b）「人権と基本的自由の保護条約」第2条を強化することを目的とした、「精神保健状態にある成人の拘留中の死亡の防止」に関する調査から生じた、平等人権委員会の勧告を実施するためにとられた措置。

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

11.　 次の情報を提供してください：

（a）虐待、不適切な処遇、性的暴力および/または搾取の対象となっている、障害のある女性、子供、インターセックスおよび高齢者が、持続可能な開発目標のターゲット16.3に沿って、どのように保護され、司法にアクセスできるか。

（b）権限を委譲された政府を含む締約国での、ヘイトクライムに対処するための作業プログラム（CRPD / C / GBR / 1、パラグラフ153参照）、障害関連のヘイトクライムや嫌がらせの過小報告への対応と説明、および、そのような事件の起訴をいかにして確実にするか。

（c）権限を委譲された政府で、そして特に北アイルランドで、同意なしに電気ショック療法が許される状況。すべての場所で障害に関連した理由での拘束を根絶するために、締約国および委譲された政府が講じた措置に関する情報を提供してください。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

12.　障害のある女性や女子およびインターセックスの人々の不妊措置を、本人の自由な意思によるインフォームドコンセントではなく第三者の誰かの同意で行うことを、犯罪とする手続きについて説明してください。

**移動と国籍の自由の権利（第18条）**

13.　締約国が条約第18条の留保を取り下げる時期および方法についての情報を提供してください（CRPD / C / GBR / 1、パラグラフ171参照）。

**自立した生活及び地域社会へのインクルージョン（第19条）**

14.　 次の情報を提供してください：

（a）どこで誰と暮らしているかにかかわらずすべての形で自立的に生活する権利、そして地域社会の一員として暮らす権利が、法的権利として認められていること。

（b）障害者は自立生活の権利の保護をどのように求めることができるか。

（c）締約国は、障害者の施設入所と自立生活の費用比較をどう計算しているか。

（d）自立生活へのアクセスと十分な予算配分を確保するために、委譲された各政府および海外領土で実施されている措置。

15.　障害のある子ども、10代の若者、大人、高齢者が、自分で選んだ自宅やアパートで自立的に生活し、地域社会に自発的に参加し包含されるための、既存のサービスを維持し、新しいサービスを設けるためにとられた、法律上の取り組みについて報告してください。

16.　委譲された政府が、障害者の自立生活のためのパーソナルアシスタントおよび同伴者（accompanying persons）を含む支援を、どのように確保しているか報告してください。

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

17.　教育、雇用、医療および余暇活動に関する障害者の完全なインクルージョンを確保するために、委譲された政府を含めた締約国において、質が高く訓練された手話通訳の、法律上の認知と利用しやすさ、そして充分な資金確保のために取られた措置に関する情報を提供してください。さらに、すべての聴覚障害のある児童と聴覚と視覚の重複障害の児童、及びその家族、同級生や同僚などの他の人々のための、英国の触手話や手話のコースの利用可能性について報告してください。

**教育（第24条）**

18.　以下の情報を提供してください：

（a）締約国が条約第24条への留保を、いつ、どのように撤回するか。

（b）障害のある生徒のためのインクルーシブ教育をすべてのレベルで主流化する取り組みの進展。（教員の）教育能力を含めたインクルーシブ教育への要請に制度がどうかみ合っているか。持続可能な開発目標のターゲット4.5に沿ってどのような措置が取られているか。

（c）分離された教育制度とメインストリーム教育制度のそれぞれについて、機能障害、年齢、性別、ジェンダー、民族的背景によって分類された、障害のある学生の数と割合。

（d）インクルーシブ教育の権利と可能性を拒否する障害児の親に情報を伝え、意識を高める取り組み。

（e）イングランドでの障害学生手当の減額に対応して、障害のある青少年、特に低所得世帯の青少年の教育へのアクセスを確保するためにとられた措置。

（f）メインストリーム教育制度をインクルーシブなものとし、障害のある生徒に最適な結果を与えるものとするための、メインストリーム教育制度の中の教員に対する、障害のある子どもへの教育能力を高める教育および/または研修。

**健康（第25条）**

19.　以下の情報を提供してください：

（a）あらゆる形態の医学的、外科的、侵襲的または精神科の治療または措置に関して、障害のある人の自由な意思によるインフォームドコンセントがどのように確保されているか。

（b）家具、医療機器、高品質の医薬品や備品などの物的設備、そして訓練、情報通信を含め、アクセシブルな保健医療を確立するための措置。

（c）障害のある女性が性および生殖に関する健康情報およびサービスに平等にアクセスできるようにするための措置

（d）持続可能な開発目標のターゲット3.7にしたがって、障害者の権利に関して保健医療従事者を教育するために講じられた措置、およびその効果の測定方法。

（e）障害者の健康不平等、特に心理社会的または知的障害のある人の健康状態の不平等がどのように監視され解消されているか。

（f）知的障害および/または心理社会的障害のある者に関する「蘇生措置不要」命令（“do not attempt resuscitation” order）の適用基準。

（g）障害者の自殺率（障害者差別に関連する自殺を含む）が高いことに対処するために、締約国、委譲された政府および海外領土によって取られた措置。

**労働及び雇用（第27条）**

20.　障害のある人の失業を減らすための欧州連合規則に基づいて、職場における差別禁止、肯定的行動、および合理的配慮を確保するための、具体的目標を含む措置について報告してください。進展がどのように監視され、測定され、そして不履行が罰せられたかを示してください。

21.　持続可能な開発目標のターゲット8.5に従って、同等な価値の労働に対する、障害のある人とない人の間の賃金格差を、どのように測定し根絶するかについての情報を提供してください。

**生活と社会的保護の適切な基準（第28条）**

22.　障害関連費用がどう変化したかを含めて、障害者およびその家族の適切な生活水準に及ぼす、2008年の金融危機後の福祉改革および貧困対策の影響を監視し、対処するための措置について報告してください。

23.　締約国とその委譲された政府が取った措置に関する情報を示して下さい。

（a）障害者の貧困に対処する措置と、貧困と戦うための戦略の成果。

（b）個々の政策の累積的影響を含め、障害者に関する福祉改革と税制政策の影響を監視するための措置。

（c）機能障害、必要とされる支援水準、性別、年齢、社会的背景、民族、移民、避難所希望者または難民の地位にかかわらず、あらゆる形態の社会的支援に対する障害者の平等なアクセスを保証するための措置。

（d）障害のある人が親としての責任を果たすための支援の提供、および障害のある子どもの親への支援の提供。

（e）労働能力評価が個別化され、障害の人権モデルに基づいて行われ、機能障害のタイプに基づいて行われないようにするための措置。

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

24.　 すべての障害者がすべての選挙と国民投票で、投票の秘密がが守られ、自ら選択した支援者の助けを借りて投票する権利、励まし、および能力を確実に保障するために、これまでに講じた措置と今後の実施時期について報告してください。

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

25.　スポーツイベントに参加する障害者が、インクルーシブな環境で、家族や友人などの同伴者と一緒に座って、どのように参加できているかに関する情報を提供してください。

**C.特定の義務（第31-33条）**

**統計及び資料の収集（第31条）**

26.　持続可能な開発目標のターゲット17に従った、障害平等指標（disability equality indicators）の開発と使用について報告してください。またこの点に関して締約国がどのように障害者団体と相談するか報告して下さい。

**国際協力（第32条）**

27.　欧州連合条約第50条の発動により障害者が悪影響を受けるのを防止するために、締約国が講じる政策、プログラム、措置に関する情報を提供してください。

28.　2030年持続可能な開発アジェンダの実施を目的としたプログラムを含め、障害者がどのように、またどの程度国際協力に関与しているかについての情報を提供してください。

**国内における実施及び監視（第33条）**

29.　海外領土を含む条約の実施に関する連絡先と調整機関の活動範囲の詳細について、障害者団体との協力を含めて、報告して下さい。また、条約実施に関する監視と報告の活動への障害者団体の参加を確保するために取られた具体的な措置、そのために配分された資金、そして監視機関への十分な資金配分についても報告してください。

**選択議定書の手続きへのフォローアップ**

30.　委員会規則の第90.2に従って、選択議定書第6条に基づいて委員会が行った調査の報告で示した調査結果および勧告に対処するために締約国が講ずる措置について報告して下さい。

（翻訳・佐藤久夫、増田公香）